

# 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)

## 5 類移行について

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、令和5年5月8日に2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行いたしました。それに伴い、医療体制や感染者の費用負担などがこれまでと大きく変わります。移行後の新型コロナに関する情報をまとめましたのでお知らせいたします。



宮城県議会議員（泉区）  
とのさき 浩子

新緑の美しい季節を迎えました。皆様如何お過ごしでしょうか。宮城県議会ではまもなく6月議会開会となりますが、先日、国から新型コロナウイルス感染症対策について大きな変更が示されましたので、概要等についてお伝えします。不明な点につきましてはいつでもお知らせ下さい。尚引き続き、うがい、手洗いなど基本的な対策については継続して下さるようお願いいたします。  
宮城県議会議員 外崎浩子

### あなたの疑問・不安にお答えします Q&A 令和5年5月8日現在

#### Q.1 感染症「2類」とか「5類」って？

感染症法では、感染力や症状の重篤性に基づいて感染症を分類しています。

新型コロナウイルスは、1～5類とは別の「新型インフルエンザ等感染症」に分類され、「2類」相当の扱いとされてきていました。「5類」は季節性インフルエンザなどと同じ分類で感染しても行動制限を伴うような強力な措置がとられることはありません。

#### Q.2 感染したら医療費ってどうなるの？

陽性判明後の入院や外来診療にかかる費用（検査費用含む）は通常の保険診療の扱いになるため、自己負担額が発生します。医療費の急激な負担増が生じないよう、令和5年9月末まで特定の新型コロナ治療薬の全額公費負担が継続されるほか、入院費の高額療養費適用後の最大2万円が減額されます。

#### 公費負担の取扱い（検査・治療、入院費、治療薬）

全 自 額 己 公 負 担 負 な 担 し	外来治療費 (検査・治療)	保 自 険 己 診 負 療 担 あ り	・受診時の費用は通常の保険診療 ※新型コロナ治療薬費用は除く ・施設発生時、保健所が必要と判断した場合には行政検査（キット配布）
	入院費		月最大2万円の公費支援 ・入院費は、原則として自己負担を求める ・コロナ治療のため入院した場合、激変緩和措置として9月末まで月最大2万円軽減
	新型コロナ治療薬	全 額 公 負 担	自己負担なし ・9月末まで自己負担なし

### Q.3 今後のワクチン接種ってどうなるの？

ワクチン接種は2024年3月まで公費で負担されるので、自己負担なく受けることができます。これまで一度もワクチン接種を受けていない方の初回接種も継続します。

重症化リスクの高い方、医療従事者等の方、年齢などにより接種回数異なるのでご注意ください。9月からのスケジュールやワクチンの種類については、今後のウイルス変異などを考慮して決定されます。

接種スケジュール		～5月7日	5月8日～8月	9月～
追加接種	65歳以上		令和5年春 開始接種	令和5年秋 開始接種
	基礎疾患のある方 医療従事者 上記以外の方	令和4年秋 開始接種	オミクロン株対応 2価ワクチン	ワクチン未定
初回接種	5歳～11歳	オミクロン株対応 2価ワクチン	令和5年春 開始接種	
	基礎疾患のある方 上記以外の方	令和4年秋 開始接種	オミクロン株対応 2価ワクチン	
初回接種	生後6か月以上	初回接種	従来型ワクチン	

### Q.4 療養期間はどうしたらいいの？濃厚接触者になったら？

「陽性者」には、感染症法に基づく外出制限や就業制限は求められません。保健所による「濃厚接触者」の特定は行われず、外出自粛は求められません。今後外出できるかどうかは個人の判断にゆだねられますが、陽性者や濃厚接触者の方は、下記の推奨する療養期間（健康観察期間）を参考に外出を控えることや不織布マスクの着用、ハイリスク者との接触を控えるなど感染対策のご協力をお願いいたします。

#### 推奨する療養期間（健康観察期間）

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目以降
陽性者	有症状者	発症日	発症から5日間かつ症状軽快から24時間経過までは外出を控えて様子を見ることを推奨します 症状が重い場合は医師にご相談をお願いします				不織布マスク着用や高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください				療やくしゅみ等が続く場合、咳エチケット（マスク着用など）を心がけましょう		
	無症状者	検体採取日	特に5日間他人に感染させるリスクが高い期間 検体採取日から5日間は外出を控えることを推奨やむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等の徹底をお願いします				10日間は感染症のウイルスを排出している期間 不織布マスク着用や、高齢者等ハイリスク者との接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください						
濃厚接触者		保健所による濃厚接触者の特定は行われません。法に基づく外出自粛は求められません。 特に5日間（最終接触日を0日目）は自身の体調に注意 7日間は発症の可能性がある期間 手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう											

※令和5年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」参照

### 今後の感染対策について

宮城県では、食の安全安心を県民総参加で取り組む「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」を展開しています。その運動の一環としてみやぎ食の安全安心取組宣言という制度を行っております。その制度を活用し、自主的に感染対策に取り組む宣言を行う飲食店に対し、感染対策取組店シールを交付しています。

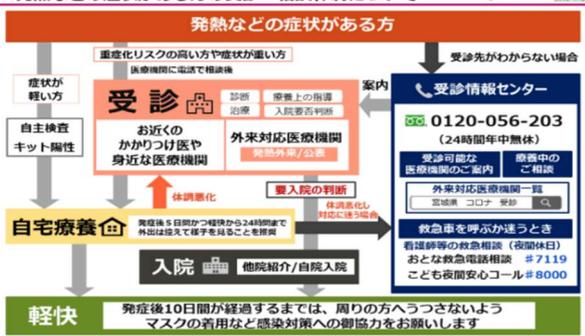
5類移行後も新型コロナウイルスをはじめ感染症がなくなるわけではありません。一律に求めないものの、感染対策としては有効です。皆さまの自主的な判断で実施をお願いいたします。



### 5類移行後の相談窓口

- ・**受診情報センター** 対象者：体調不良者（医療機関未受診）、陽性者  
0120-056-203（フリーダイヤル）、24時間受付  
<仙台市民の方対象>
- ・**療養解除後の相談（後遺症等）** 対象者：後遺症に係る相談者  
090-1403-5168 受付時間 午前9時から午後5時
- ・**5類移行に関する専用ダイヤル**  
090-1666-1076 受付時間 午前9時から午後5時

#### 発熱などの症状がある方の受診・相談体制について



ひろこ

発行元 **とのさき 浩子** 宮城県議会議員（泉区）

仙台市青葉区本町 3-8-1 自民党・県会議

昭和35年6月24日生。出身／大崎市三本木（旧志田郡三本木町）。仙台市立北仙台小学校、中学校、宮城第一女子高校卒業。

平成17年10月仙台市泉区より宮城県議会議員初当選。現在4期目。第39代 宮城県議会 副議長。自由民主党・県議会 会派会長、総務企画委員会委員、医療福祉議員連盟 副会長、芸術文化振興議員連盟 会長、自由民主党宮城県支部連合会 女性局長。

